

報告第14号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成29年9月4日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

29 専第 8 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 33,240 円を支払う。
（市と相手方の共同不法行為により、第三者車両に生じさせた物件損害を、相手方が第三者に全額支払った後に生じる求償権であり、責任割合に応じた本市責任額）
相手方が市に、金 135,000 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 平成 29 年 8 月 21 日
- 4 事 案 概 要 平成 29 年 6 月 3 日（土）午後 2 時 36 分頃、交野市私部西 1 丁目交野駅北交差点内において、救急事案が終了し、病院から引き揚げ途上、南東向きで信号待ちをしていた救急自動車が、信号が青になり発進したところ、前方の右折禁止場所で右折しようとして停車していた相手方の車両（125cc の単車）が、急に直進車線に進路変更してきたため、相手方車両の横を通過しようとした救急自動車右側側面に接触し、その後、相手方車両が対向車線の第三者の車両（軽自動車）に接触したものの。
なお、事故の責任割合は、本市 10%、相手方 90%とし、それぞれ市及び第三者車両の修理に要する費用のうち、その責任割合に応じた費用を負担する。

5 そ の 他 相手方車両修理費 0 円

本市車両修理費 1 5 0 , 0 0 0 円

上記額の内、相手方責任額（90%） 1 3 5 , 0 0 0 円

本市車両修理に係る本市責任額（10%） 1 5 , 0 0 0 円

車両共済保険額 1 5 , 0 0 0 円

市持出額 0 円

第三者車両修理費 3 3 2 , 4 0 0 円

上記額の内、相手方責任額（90%） 2 9 9 , 1 6 0 円

第三者車両修理に係る本市責任額（10%） 3 3 , 2 4 0 円

対物共済保険額 3 3 , 2 4 0 円

市持出額 0 円

平成29年8月21日

交野市長 黒 田 実